

VI 安全（事故防止）への対応

1 安全・安心な学校生活への対応の基本

食物アレルギーを有する児童生徒が学校生活を安全・安心に過ごすためには、全ての教職員が食物アレルギーの特徴をよく知ることや、個々の児童生徒の症状等の特徴を把握して対応することが基本となります。

緊急時に備えて、危機管理マニュアル（食物アレルギー）と緊急時個別対応マニュアルを作成し、全ての教職員へ周知します。また、緊急時に適切な対応をするためには、定期的に緊急時対応の訓練（シミュレーション）をすることが大切です。内服薬やエピペン®の保管場所、保護者の連絡先、緊急時における教職員の役割分担、エピペン®の使い方、救急車の呼び方など、具体的に確認をしておきます。

P 59-64 参照

2 研修の実施

平成27年3月に文部科学省と公益財団法人日本学校保健会が「学校におけるアレルギー疾患対応資料（DVD）」を作成し、幼稚園・小学校・中学校・高等学校・特別支援学校及び市町村教育委員会に各1部配布されました。この資料は、校内研修会や職員会議等で活用できる教職員向けの資料です。こうした資料を活用し、食物アレルギー疾患に対する基礎知識を共有するとともに、緊急時には、迅速に動けるよう、正しい知識と適切な対応を身に付けることが必要です。

Q.87

「学校におけるアレルギー疾患対応資料（DVD）」はどんな内容ですか？

A.87

「学校におけるアレルギー疾患対応資料（DVD）」の内容は次のとおりです。

① 研修資料（ナレーション付き）

1	学校におけるアレルギー疾患対応の基本的な考え方
2	食物アレルギーに関する基礎知識
3	学校生活上の留意点
4	緊急時の対応

② 映像

1	エピペン®の正しい使い方
2	救急要請のポイント
3	ミニドラマ：適切に対応できなかった例
4	ミニドラマ：適切に対応できなかった例（ふり返り用）

③ PDF資料

1	DVD資料を活用した研修の進め方
2	研修資料（1～4）
3	ガイドライン要約版
4	学校給食における食物アレルギー対応指針

なお、この研修資料は以下のサイトからダウンロードすることができます。

（公財）日本学校保健会「学校におけるアレルギー疾患対応資料」

<http://www.gakkohoken.jp/>（ポータルサイト「学校保健」内）

P 67・68 参照

Q.88

校内研修はどのような内容とするのですか？

A.88

食物アレルギーを有する児童生徒への対応について、校内研修では全ての教職員を対象に、次のような内容で行います。

- ① 食物アレルギーの基礎知識
 - ・食物アレルギーについて（定義・症状・診断方法・原因・管理・治療等）
 - ・学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）の見方について
 - ・エピペン®について
 - ・アレルギーを含む食品に関する表示について
 - ・「食物アレルギー個別の取組プラン」の使用方法について
- ② 日常生活での配慮
 - ・学校給食の実施方法について（誤配膳・誤食を防ぐ方法等）
 - ・学校給食以外での配慮について
 - ・エピペン®の所持者と保管場所・管理について
 - ・症状の重い児童生徒に対する支援について
 - ・食物アレルギーが解除となった児童生徒への配慮について
 - ・食物アレルギーを有する児童生徒以外の児童生徒に対する説明等について
- ③ 緊急時の対応
 - ・発症時の症状と対応について
 - ・アナフィラキシー・アナフィラキシーショックについて
 - ・緊急時の対応について（シミュレーション、消防機関・医療機関との連携）
 - ・エピペン®の使い方（実技研修）について
 - ・発症後の児童生徒の心のケアを含めた対応について
 - ・事故及びヒヤリハット事例への対応について
- ④ その他
 - ・学校給食従事者・保護者へ除去食・代替食の調理について
 - ・部活動等の外部指導者へ食物アレルギーの基礎知識と緊急時の対応について

Q.89

校内研修はどのような時期に行うのですか？

A.89

校内研修は次のような時期には実施します。

【全教職員を対象とする研修】

- 年度始め（学校給食の対応を行う場合は給食の開始も考慮）
- 児童生徒の食物アレルギー状況や対応が大きく変わった時

【担当者を対象とする研修】

- 校外活動や宿泊を伴う行事等の前等

3 DVDを活用した校内研修の進め方

研修例1 「学校におけるアレルギー疾患対応について」 (研修時間の目安 2時間)

ねらい：学校におけるアレルギー疾患対応の基本的な考え方を理解するとともに、緊急時の対応ができるようにする。

1 研修資料と映像資料の視聴 (約50分)	
視聴	<ul style="list-style-type: none"> ○研修資料1：学校におけるアレルギー疾患対応の基本的な考え方 ○研修資料2：食物アレルギーに関する基礎知識 ○研修資料3：学校生活上の留意点 ○研修資料4：緊急時の対応 ○映像1：エピペン®の正しい打ち方 ○映像2：救急要請のポイント
2 映像3の視聴 (約5分) と話し合い	
視聴	○映像3「ミニドラマ：適切に対応できなかった例」 参加者は、視聴しながら適切に対応できていない箇所や改善点等をメモする。
話し合い	○視聴後、メモをもとに不適切な個所や改善策について話し合う。
3 映像4の視聴 (約11分) とふり返し	
視聴 確認	<ul style="list-style-type: none"> ○映像4「ミニドラマ：適切に対応できなかった例 (ふり返し用)」 ふり返ししながら注意すべきポイントを確認する。 ※必要な場合は、研修資料資料4：緊急時の対応を視聴する。
4 「緊急時の対応」、「食物アレルギー緊急対応マニュアル」の確認と検討	
確認 検討	<ul style="list-style-type: none"> ○自校の「緊急時の対応」「食物アレルギー緊急対応マニュアル」の確認と改善点を検討する。 ※ぜん息発作時の対応について確認する必要がある場合は、「学校のアレルギー疾患に対する取組ガイドライン」(P21～36)を参考にする。

研修例2 「学校での食物アレルギー対応の留意点について」 (研修時間の目安 1時間)

ねらい：自校の食物アレルギー対応の留意点を確認し、適切に対応できるようにする。

研修の視聴 (約10分)	
視聴	<ul style="list-style-type: none"> ○研修3：学校生活上の留意点資料 ・「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」平成20年3月 ・「学校給食における食物アレルギー対応指針」平成27年3月文部科学省 ※必要な場合は、「研修資料1：学校におけるアレルギー疾患対応の基本的な考え方」「研修2：食物アレルギーに関する基礎知識」を視聴する。
学校給食提供に関する留意点の確認	
確認	○全体で学校給食提供に関する具体的な対策について、配慮や管理が必要な児童生徒の状況と合わせて確認する。
学校給食以外の活動に関する留意点の確認	
確認	○学年部、教科部ごとに、学校給食以外の活動(食物・食材を扱う授業・活動、体育・部活動などの運動、宿泊を伴う校外活動など)における留意点を確認する。

研修例3 「食物アレルギーの緊急時対応について（例1）」 （研修時間の目安 1時間）

ねらい：食物アレルギーの緊急時の対応ができるようにする。

プレゼン4の視聴（約7分）	
視聴	○研修資料4：緊急時の対応 ※必要な場合は、「研修資料1：学校におけるアレルギー疾患対応の基本的な考え方」 「研修資料2：食物アレルギーに関する基礎知識」を視聴する。
緊急時の対応と役割分担等の確認	
確認	○自校の「食物アレルギー緊急対応マニュアル」の対応の流れと各自の役割分担、 分担業務等を確認する。
検討周知	○課題等があった場合は、改善策を検討し、全教職員に知らせる。
映像1、2の視聴（約7分）	
視聴	○映像1：エピペン®の正しい打ち方 ○映像2：救急要請のポイント
緊急時対応訓練	
訓練	○実際に緊急時の対応をシミュレーションしてみる。 ・エピペントレーナーを使った正しい打ち方の実習 ・救急車要請の電話のかけ方、保護者への連絡の仕方

研修例4 「食物アレルギー緊急時対応について（例2）」 （研修時間の目安 1時間）

ねらい：食物アレルギーの緊急時の対応ができるようにする。

映像3の視聴（約5分）と話し合い	
視聴	○映像3「ミニドラマ：適切に対応できなかった例」 参加者は、視聴しながら適切に対応できていない箇所や改善点等をメモする。
話し合い	○メモをもとに不適切な箇所や改善策について話し合う。
映像4の視聴（約11分）とふり回り	
視聴 確認	○映像4「ミニドラマ：適切に対応できなかった例（ふり回り用）」 ふり回りながら注意すべきポイントを確認する。 *必要な場合は、研修資料4（緊急時の対応）、映像1（エピペン®の正しい打ち方）、 映像2（救急要請のポイント）を確認する。
緊急時の対応と役割分担等の確認	
確認	○自校の「食物アレルギー緊急対応マニュアル」の対応の流れと各自の役割分担、 分担業務等を確認する。
検討	○課題等があった場合は、改善策を検討する。

4 事故報告及びヒヤリハット事例の収集・周知

食物アレルギー対応において、事故やヒヤリハットが発生する場面は、大きく2つに分けられます。

一つは誤食が原因で起きる食物アレルギー症状であり、もう一つは食物アレルギー発症時における対応が適切に行われないことによる症状です。症状の悪化は、生命を危機的な状況に陥らせることもあります。

事故報告及びヒヤリハット事例を収集し周知することは、事故やヒヤリハットが発症した学校や調理場だけでなく、他の学校や調理場の教職員に対する注意喚起につながり、教職員の危険に対する意識を高めるとともに、収集された事例から、これまで気付かなかった事故の可能性が認識されることもあります。

事故やヒヤリハットについて、対応策を検討・実施することは、児童生徒が安全・安心な学校生活を過ごすために重要です。

(1) 事故発生報告について

本県では、平成26年4月から、「学校管理下において、エピペン®を使用するに至った場合」に事故の発生について報告を提出することになっています。平成26年度は19件の報告があり、中には、エピペン®を所持していない児童が学校で初めて食物依存性運動誘発アナフィラキシーと疑われる症状を発症し、医師がアドレナリン注射を打った事例もあります。

平成27年度は4月から12月までの間に16件の報告がありました。

(2) ヒヤリハット事例の報告について

平成27年3月に文部科学省から示された「学校給食における食物アレルギー対応指針」では、学校及び調理場は、全ての事故及びヒヤリハットについて市町村教育委員会へ随時報告することとされており、県教育委員会は、市町村におけるヒヤリハット事例の件数及び重大な事例を把握し、文部科学省からの調査に対して回答することとなっています。

本県では、「学校給食の管理と指導（七訂版）」において、学校給食における異物混入等の対応について、食物アレルギーについても危害要因の一つとして挙げており、健康被害が生じた場合及びその恐れがある場合は、学校給食の事故報告書を提出することとしています。

各学校及び調理場においては、設置者である市町村教育委員会の方針に基づき、学校給食以外のヒヤリハット事例においても、この手引の様式10「食物アレルギー対応におけるヒヤリハット報告書」（例）等を使って管理職へ報告し、校内の食物アレルギー対応に関する検討委員会等で対策について検討することが大切です。

平成26年度に県教育委員会で作成した「学校給食における食物アレルギーヒヤリハット事例集」を平成27年3月に各学校及び調理場に配信しました。この手引では資料としてその抜粋を掲載しています。

P105-109 参照

(3) 学校管理下においてエピペン®を使用するに至った場合の報告書記入例

様式 8

児童・生徒の事故発生速報

健康学習課長 殿

平成〇〇年1月28日17時30分現在

※学校管理下においてエピペン®を使用するに至った場合（学校での誤食等が原因で、病院や家庭等でエピペンを使用した場合も含む。）は、様式8を使用し、速報すること。

エピペン®を使用するに至った原因を①給食（誤食・その他）、②投薬（誤飲・その他）、③蜂刺、④その他（ ）から選択し、必要事項を記入すること。		連絡先		〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇	
		性別	男	課程 学年	小学〇年生
事故の種類	給食（誤食）		※「交通事故」「〇〇からの転落事故」等把握している状況を具体的に記		
傷害等の程度	入院（ICU）		※ ①入院（ ）、②受診後帰宅、③その他（ ）から選択し、必要事項を記入すること。		
症状の訴えがあった日時を記入すること。	平成〇〇年1月28日13時5分		学校管理 下・管理外 の別		管理下
発生日時					
発生場所	〇年〇組教室		症状の訴えがあった場所を具体的に記入すること。		
事故の内容	12:50 小麦アレルギーのA君が給食を食べた。 <献立>卵焼き、トマトスープ、米粉パン、バナナ 13:05 A君は喉がひりひりすると訴えた。 13:17 養護教諭はA君に保健室で頓服薬を飲ませた。 13:55 保健室で休養したら、喉のひりひり感がおさまり、教室に戻った。 14:00 A君は体育の授業に出た。 14:05 A君は運動場を1周走ったところで、ゼーゼーする呼吸になり息苦しい様子が見られた。A君には喘息の持病もあるため、担任は喘息発作と思い、背負って保健室に運んだ。 14:25 養護教諭は、発作を抑えるための吸入を始めようとしたところ嘔吐し、その後、ショック状態となり、アナフィラキシーと判断し、エピペンを使用した。				
発生後の対応	救急車要請、医療機関受診、保護者への連絡				
その他参考事項	個人対応マニュアル：無 学校生活管理指導表：有		エピペン®使用に至る経過を時系列で記入すること。		

【報告を要する事故の内容】

- ①本人が死亡またはそのおそれがある場合
- ②相手に傷害を与えた場合
- ③本人が治療のため入院した場合
- ④本人の完治までお
- ⑤本人が自殺または自殺を企画した場合
- ⑥事故が報道対象または

エピペン®使用後の対応を、記入すること。

緊急時個別対応マニュアル等の有無、学校生活管理指導表の有無を記入すること。

様式 10

児童・生徒の事故発生状況報告書

健康学習課長 殿

平成〇〇年 2月 5日

学校名	〇〇〇〇小学校
-----	---------

※学校管理下においてエピペン®を使用するに至った場合（学校での誤食等が原因で、病院や家庭等でエピペンを使用した場合も含む。）は、様式10を使用し、報告すること。

児童生徒	A君	性別	男	課程 学年	小学〇年生
エピペン®を使用するに至った原因を記入すること。		〇月 〇日生（〇歳）			
事故の種類	小麦アレルギーのある児童に対して、誤って米粉パン（小麦グルテンを含む。）を提供したところ、食物アレルギーを発症した。頓服、休養後、体育の授業で走ったところ、食物依存性運動誘発性アナフィラキシーを発症し、エピペンを使用した。				
傷害等の程度	アナフィラキシー発症（ゼーゼーする呼吸、持続する強い咳込み、唇が青白い、意識がもうろう）後、エピペンを使用し、救急車で病院搬送した。様子をみるために入院（ICU）し、翌日に退院した。				
症状の訴えがあった日時を記入すること。	平成〇〇年1月28日13時5分			エピペン®使用後の症状等を記入すること	
発生日時	平成〇〇年1月28日13時5分		時間帯*	給食中	
発現場所	〇年〇組教室	症状の訴えがあった場所を具体的に記入すること。			
事故の内容	<p>1/28</p> <p>12:50 小麦アレルギーのA君が給食<献立>卵焼き、トマトス</p> <p>13:05 A君は喉がひりひりすると</p> <p>13:15 養護教諭から母親に連絡し（薬）を飲ませるように依頼された。</p> <p>13:17 養護教諭はA君に保健室で頓服薬を飲ませた。</p> <p>13:55 保健室で休養したら、喉のひりひり感がおさまり、教室に戻った。</p> <p>14:00 A君は体育の授業に出た。</p> <p>エピペン®使用に至る経過を時系列で記入すること。<参考>※に記載の症状があれば必ず記載すること。</p>				

< 以 下 略 >

* <参考>

※一般向けエピペン®の適応（日本小児アレルギー学会）

（エピペン®が処方されている患者でアナフィラキシーショックを疑う場合、下記の症状が一つでもあれば使用すべきである。）

消化器の症状	<ul style="list-style-type: none"> ・繰り返し吐き続ける ・持続する強い（がまんできない）おなかの痛み
呼吸器の症状	<ul style="list-style-type: none"> ・のどや胸が締め付けられる ・声がかすれる ・犬が吠えるような咳 ・持続する強い咳込み ・ゼーゼーする呼吸 ・息がしにくい
全身の症状	<ul style="list-style-type: none"> ・唇や爪が青白い ・脈を触れにくい ・不規則 ・意識がもうろうとしている ・ぐったりしている ・尿や便を漏らす